

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 198 回会合において、「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第 154 号）」等の改訂が採択されたほか、「運転者の眠気監視警報に係る協定規則（第 182 号）」等が新たに採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（１）保安基準の一部改正（第 1 条関係）

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ①運転者の状態を監視し、眠気・脇見を検知した場合に運転者へ警報する装置（眠気警報装置・脇見警報装置）を備えなければならないこととする（第 43 条の 11 及び第 43 条の 12 関係）。
- ②照射光線を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節する必要があるすれ違い用前照灯等を備える自動車について、自動式であることその他の基準に適合する前照灯照射方向調節装置を備えなければならないことを明確化する（第 32 条関係）。

（２）道路運送車両法施行規則（第 2 条関係）

法第 59 条第 1 項の規定による新規検査において行う保安基準適合審査について、当該基準に適合することを証する書面の確認により適合性を審査する基準として、保安基準第 43 条の 11 に規定する眠気警報装置及び第 43 条の 12 に規定する脇見警報装置に係る基準を追加する（第 36 条第 14 項関係）。

（３）装置型式指定規則の一部改正（第 3 条関係）

- ①法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、協定規則第 182 号に基づき認定された「眠気警報装置」及び協定規則第 183 号に基づき認定された「脇見警報装置」を追加する（第 2 条関係）。

- ②法第 75 条の 3 第 8 項の規定により指定を受けたものとみなす特定装置の種類に協定規則第 182 号に基づき認定された「眠気警報装置」及び協定規則第 183 号に基づき認定された「脇見警報装置」を追加するとともに、協定規則の改訂に伴い、対象の規則番号を以下のとおり改める。(第 5 条関係)

第 154 号第 2 改訂版 第 154 号第 3 改訂版	⇒	第 154 号第 4 改訂版
第 168 号	⇒	第 168 号改訂版
第 177 号	⇒	第 177 号改訂版

- ③法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示を付することができる特定装置として、協定規則第 182 号に基づき認定された「眠気警報装置」及び協定規則第 183 号に基づき認定された「脇見警報装置」を追加する。(第 3 号様式関係)

(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正 (第 4 条関係)

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ①協定規則第 182 号及び協定規則第 183 号の採択に伴い、「眠気警報装置」及び「脇見警報装置」が特定装置となったため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を新たに規定する。
- ②協定規則第 154 号の改訂により、試験工数に変更が生じるため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改定する。

3. 今後のスケジュール (予定)

公布：令和 8 年 9 月 30 日 (水) (WP. 29 第 198 回会合における改訂事項の発効日)

施行：公布の日 (※眠気警報装置及び脇見警報装置に係る部分は、令和 8 年 10 月 20 日 (火))